



～消費生活知識～ 「契約」について 知っておこう！

◆契約は法律上の約束

契約とは、法律上の約束のことで、店側の「売る」と意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。

契約が成立すると、当事者にはお互いに法律的な義務と権利が発生します。



◆口約束でも契約は成立

ただし、高額な契約や複雑な契約は後日トラブルを防ぐために契約書を作成することが一般的です。

◆契約は守らなくてはならない

一度、契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、やめたりすることはできません。したがってお店が返品に応じる義務はありません。契約するときは、よく考えてからにしましょう。

※販売方法や内容によっては、解約できることがあります。

事業者

商品を引き渡す義務

代金を受け取る権利



消費者

商品を受け取る権利

代金を支払う義務

賃貸住宅の契約 引っ越しは要確認！



★賃貸住宅を借りるときのポイント

★物件は自分の目でしっかり確認

借りる部屋や建物の状態を見るほか、周辺環境、
利便施設、駅までの時間なども広告の情報だけを
うのみにしない。



★特約条項がある場合はその内容を理解・納得してから契約を

退去時の原状回復がどこまで必要か。トラブルを避けるために国土交通省が
出している『原状回復ガイドライン』を参考にしましょう。

★引き渡された部屋の状況をしっかりチェック

トラブル回避のためには、入退去時の立会確認が重要。立会確認がない場合は、壁
や床の汚れ、傷などをチェックし、日付を入れた写真を残す。
設備・排水状況など実際に使用してみないとわからないものに関しては、なるべく
早く確かめ不備等があった際には不動産会社や家主に連絡しましょう。

★引っ越しのポイント

一般家庭でトラックを貸し切って行う引っ越しは「標準引越運送約款」が適用。

★引っ越しの見積りは無料

※場合によっては、下見に要した費用が必要になることも。

★解約・延期手数料は2日前からかかる（※2018年6月1日改正）

荷物の受取日前々日であれば見積書に記載した運賃の20%以内、前日で30%以
内、当日で50%以内の手数料が発生。すでに着手した付帯サービスの費用もかか
ります。

★破損や紛失は3ヶ月以内

事業者の責任は荷物の引き渡しが終わってから3ヶ月。引っ越し後は、なるべく早く
確認しましょう。

困った時はすぐに消費生活相談窓口へ、ご相談ください。

塩竈市消費生活相談窓口

塩竈市旭町1-1 北分庁舎 1F
022-355-6918